

2020年6月16日

天馬の株主の皆様各位
報道関係各位

天馬のガバナンス向上を考える株主の会

本日天馬のHPに開示された文書について

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」(以下「当会」といいます。)
は、本年5月20日付け「天馬株式会社に対する株主提案権の行使について」
において、天馬株式会社(東証1部：証券コード7958、以下「天馬」といいま
す。)に対し、本年6月26日開催予定の定時株主総会(以下「本総会」といいま
す。)での取締役選任について、現取締役を完全に刷新し、新たな取締役体制に
することを求める株主提案を行っているところですが、本日6月16日付け
で、天馬のHP上で、「企業価値向上に向けた当社取り組み方針」と題する文
書(以下「本文書」といいます。)が開示されています。

本文書の開示に至る過程には、以下の点で法的に重大な疑問がございますの
で、当会として、天馬の経営陣に速やかな説明を求めたいと存じます。

記

1 本文書の文責は誰なのか

本文書は、天馬のロゴを入れた形で、「天馬株式会社」名義にて天馬の
HP上で開示されていますが、2頁目の「コミットメント」と題するスライ
ドの名義は、代表取締役ではない金田宏常務取締役の名義になっています。
金田宏常務の個人的な「コミットメント」を、会社のHPにあたかも会社と
してのコミットメントであるかの如く掲示するのは、金田宏常務がIR担当
役員としての権限を濫用するものであって、およそ許されません。

従って、①本文書の名義人は会社としての天馬なのか、それとも金田宏常
務であるのか、②仮に前者であるとすれば、なぜ会社を代表して業務を執行
する権限を有する代表取締役ではない金田宏常務が、「コミットメント」を
行う主体として表示されているのか、③仮に本文書の名義人は後者(金田宏
常務個人)であるとすれば、なぜ会社のHP上に、会社のロゴマークを入れて
、全体としてあたかも会社自身が名義人であるかのようにして掲示してい

注：本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成す
る者又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

るのか、そのような掲示は、金融商品取引法上禁止されている「風説の流布」(同法 158 条)に該当するのではないか、という諸点につき、天馬の株主の皆様が十分ご納得いただけるような説明を速やかに行って頂きますよう、ここに強く要請致します。

2 本文書の内容のうち、株主還元に関する部分と経営数値目標に関する部分については取締役会決議が必要な内容であるにも拘らず、取締役会決議がなされていないのはなぜか

天馬は、かねてから配当と自社株買いを合わせて総還元性向 100%を目指すと対外的に公表しており、実際、本年 5 月 27 日付け「取締役候補者に関するお知らせ及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の 2 頁や、会社側による本年 6 月吉日付け「委任状による議決権行使のお願い」と題する書類の 2 頁にも同様の記載があります。しかしながら、本文書の 12 頁には、総還元性向 100%とは別枠で、80 億円～130 億円の自社株買いを行う旨が記載されています。このような会社の資本政策に関する基本方針を決定し、対外的に開示することが重要な業務執行に関する意思決定であって取締役会決議事項に当たることは明らかです(会社法 399 条の 13 第 4 項。なお、同条 5 項 2 号参照)が、当会のメンバーである司久・専務取締役によれば、上記のとおり 80 億円～130 億円の自社株買いを行う旨が天馬の取締役会において決議された形跡はありません。

また、本文書 13 頁に記載の 2026 年 3 月期の経営数値目標ですが、これも経営の基本方針に準じるものとして、取締役会決議事項に当たることは明らかです(会社法 399 条の 13 第 1 項 1 号イ・第 2 項)が、当会のメンバーである司久・専務取締役によれば、やはり、かかる 2026 年 3 月期の経営数値目標が、天馬の取締役会において決議された形跡はありません。

本文書の名義人・文責が会社(天馬)であるとした場合には、取締役会で決議されていない決議事項につき、あたかも決議されたかのように装って対外的な開示を行ったということで、コンプライアンス上、極めて深刻な問題であることはいうまでもありませんし、そうではなく、本文書の名義人・文責が仮に金田宏常務個人であるとすれば、会社の経営方針や資本政策でもないものを、会社としての決定事項であるかのごとく装って会社の HP 上で対外的に開示することは、IR 担当役員としての自己の権限を濫用して天馬の株主や投資家の皆様を欺くものであって、到底許されるものでないことは明らかです。

以上の疑問につき、天馬の株主の皆様が十分ご納得いただけるような説明

注：本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成する者又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

を速やかに行って頂きますよう、ここに強く要請致します。

以上

報道機関 お問い合わせ窓口

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」

事務局：連絡先 03-6721-5099

(報道対応に係る業務受託者：パスファインド株式会社)

ホームページ：<http://tsukasanews.com>

注：本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成する者又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。